

## SSP小中高生アスリート全国大会等遠征費支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、小中高生アスリート及び指導者等（以下、「小中高生アスリート等」という。）が全国大会等に出場する際に、物価高騰の影響を受けている宿泊費や交通費（以下、「遠征費」という。）に対して予算の範囲内において支援することとし、その事業の実施については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (支援金の対象)

第2条 支援金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること

ア 小学校、中学校、高等学校（定時制、通信制を含む）、義務教育学校、特別支援学校（小学部、中学部または高等部在籍者）または高等専修学校（以下、「学校等」という。）に在籍する児童生徒であること。

イ アが、大会等に出場する際に帯同する監督・コーチ、競技補助者（ガイドランナー、コーラー、ランプオペレーターなど）であること。ただし、1つの大会につき、各1名まで対象とする。

(2) 県内在住者または県外在住者のうち県内の学校等に通学している生徒児童または県内を拠点に指導等を行っている監督・コーチ、競技補助者であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助金の対象となる競技及び大会等は、知事が別に定める。ただし、学校（生徒会、保護者会含む）から遠征費の補助がある場合は対象外とする。

3 対象期間は、令和8年4月1日から令和9年2月28日まで実施される大会等とし、期間内であれば、回数の限度はないものとする。

### (支援金の交付額)

第3条 支援金の額は下表のとおりとする。ただし、自己負担額が支援金の上限を超えない場合は、自己負担額から百円未満を切り捨てた金額を支援金とする。

大会等の開催地	支援金の上限
九州（沖縄県を除く）※、中国地方、四国地方 ※佐賀県は対象外	5,000円/人・回
関西地方（兵庫県以东）、沖縄県）、海外	10,000円/人・回

### (交付の対象経費)

第4条 支援金の交付の対象経費は、全国大会等に出場する際に要する遠征費とする。

(支援金の交付申請、実績報告及び交付請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、SSP小中高生アスリート全国大会等遠征費支援金交付申請書兼請求書(以下、「交付申請書兼請求書」という。)(様式第1号)に掲げる書類を添付し、令和9年3月10日までに提出しなければならない。

(支援金の交付決定、額の確定及び支払)

第6条 知事は、前条の交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適切と認められる場合、支援金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

2 申請者の指定口座への支援金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。

3 第1項の審査の結果、不相当と認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

4 第1項の交付申請書兼請求書を受理してから支援金の交付決定及び額の確定をするまでに通常要する期間は30日とする。

(状況報告及び調査)

第7条 知事は、必要に応じて申請者に対して事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の交付決定の取り消し等)

第8条 知事は、申請者が次の各号に該当するときは、支援金交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した支援金の返還を請求するものとする。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為により、支援金の交付を受けたとき。

(2) その他、知事が支援金を交付することが不相当と認めたとき。

2 前項の請求を受けた申請者は、知事が指定する期日までに、遅延なく助成金を返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年5月25日から施行する。